

E-36 広島県の「産地契約野菜価格安定供給事業」についての評価と問題点

— 消費者行政研究の一例として —

山陽女短大 佐中郁代

目的 生産者には一定の生産費を、消費者には野菜の安定供給を目的として始められたこの事業は、5年を経過した現在いくつかの問題が顕在化してきている。本研究では、当事業の実施経過をたどることによって、所期の目的がどのように達せられたか、あるいは達せられなかったのかを、生産者と消費者の両側面から分析し、さらに今後に残されたいくつかの問題点を指摘した。最近重視されつつある消費者問題を、単に消費者の側からだけでなく、行政の視点から分析することも、家政学にとって必要だと思われる。

方法 広島県・広島市より収集した報告書・資料の分析、および小売店へのアンケート調査等の分析による。

結果 消費者物価の安定という当事業の目的からすれば、生鮮食料品の中でも野菜だけであり、しかもその種類は少なく、実施期間も短く、実施範囲も狭いなどから、有効な結果をあげ得ていない。一方、生産費の確保という生産者対策としても、契約価格をめぐって県と生産者との間にトラブルを生じ、契約中止に追いこまれたことも幾度かある。このため県当局自体も1978年度から、政策目的の変更ともいえるべき大きな政策の手直しを余儀なくされるに至っている。以上のように、野菜価格の安定は、単に地方自治体の範囲のみで実現することは困難であり、今日、問題の山積する国の農政全体の中に位置づけて考えなければならないであろう。